包括報酬の廃止に伴う注意点

令和６年４月２６日

報酬の請求に伴うサービスコードの仕様では、給付相当（Ａ６）の回数割の請求に際して、月の上限が４回（又は８回）と定められており、月５回（又は９回及び１０回）の請求ができないため、月に５週ある場合は、以下のとおり請求していただくことで、報酬額を算定することとなります。

　【Ａ６】

　◎月５回の場合

　　４３６単位×５回＝２，１８０単位とする５回分の請求ができないため、

　　サービスコード「1111」月額１，７４４単位（４３６単位×４回分）と

サービスコード「1113」４３６単位×１回を組み合わせて５回分の単位とします。

月額１，７４４単位＋４３６単位＝２，１８０単位

　◎月９回の場合

　　４４７単位×９回＝４，０２３単位とする９回分の請求ができないため、

　　サービスコード「1121」月額３，５７６単位（４４７単位×８回分）と

サービスコード「1123」４４７単位×１回を組み合わせて９回分の単位とします。

月額３，５７６単位＋４４７単位＝４，０２３単位

　　※月１０回の場合は、サービスコード「1123」の回数を２回とすることで、１０回分の単位とします。

令和６年３月までの取り扱い

包括報酬の廃止に伴う注意点

令和３年４月２３日

　東郷町では、令和３年４月の報酬改定に伴い、包括報酬を廃止し、回数割による報酬算定に統一しました。

　ただし、報酬の請求に伴うサービスコードの仕様では、給付相当（Ａ２及びＡ６）の回数割の請求に際して、月の上限が４回（又は８回）と定められており、月５回（又は９回及び１０回）の請求ができないため、月に５週ある場合は、以下のとおり請求していただくことで、報酬額を算定することとしましたので御承知おきください。

　【Ａ２】

　◎月５回の場合

　　２６８単位×５回＝１，３４０単位とする５回分の請求ができないため、

　　サービスコード「1111」月額１，０７２単位（２６８単位×４回分）と

サービスコード「2411」２６８単位×１回を組み合わせて５回分の単位とします。

月額１，０７２単位＋２６８単位＝１，３４０単位

　◎月９回の場合

　　２７２単位×９回＝２，４４８単位とする９回分の請求ができないため、

　　サービスコード「1211」月額２，１７６単位（２７２単位×８回分）と

サービスコード「2511」２７２単位×１回を組み合わせて９回分の単位とします。

月額２，１７６単位＋２７２単位＝２，４４８単位

　　※月１０回の場合は、サービスコード「2511」の回数を２回とすることで、１０回分の単位とします。

　【Ａ６】

　◎月５回の場合

　　３８４単位×５回＝１，９２０単位とする５回分の請求ができないため、

　　サービスコード「1111」月額１，５３６単位（３８４単位×４回分）と

サービスコード「1113」３８４単位×１回を組み合わせて５回分の単位とします。

月額１，５３６単位＋３８４単位＝１，９２０単位

　◎月９回の場合

　　３９５単位×９回＝３，５５５単位とする９回分の請求ができないため、

　　サービスコード「1121」月額３，１６０単位（３９５単位×８回分）と

サービスコード「1123」３９５単位×１回を組み合わせて９回分の単位とします。

月額３，１６０単位＋３９５単位＝３，５５５単位

　　※月１０回の場合は、サービスコード「1123」の回数を２回とすることで、１０回分の単位とします。